

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給要件

以下の要件に該当するか御確認ください。すべての要件を満たす場合、受給できる可能性があります。

- 対象児童（平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童）を養育している
（特別児童扶養手当の対象児童の場合は、20歳未満まで）
- 申請者は、平塚市に住民票がある
- 令和5年度の住民税が非課税である、または、令和5年1月以降に食費等の物価高騰の影響で家計が急変し、申請者と、その配偶者は、ともに収入が非課税相当収入限度額（※表を参照）以下になった
- 子育て世帯生活支援特別給付金をまだ受け取っていない
（他自治体からの受給を含む。また、配偶者など、すでに受給した方がいる場合も対象外。）

※非課税相当収入限度額

世帯の人数	収入の目安（月額）	非課税相当収入限度額（年額）
2人（父または母と子1人など）	130,000円	1,560,000円
3人（父母と子1人、父または母と子2人など）	171,416円	2,057,000円
4人（父母と子2人、父または母と子3人など）	213,083円	2,557,000円
5人（父母と子3人、父または母と子4人など）	254,750円	3,057,000円

収入には、給与収入、事業収入、年金収入等が含まれます。また、給与収入の場合、給与明細の総支給額により判断します（手取りの額ではありません）。

なお、収入基準額を満たさない場合でも、所得基準額（控除、事業収入の必要経費等を差し引いた額の基準）を満たせば支給の対象となります。

提出書類

上記に該当する場合は、次の必要書類を郵送してください。

申請を受けて詳細な審査を行います。また、状況によって追加で書類を提出いただく場合があります。

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書	公務員の方は、所属で証明を受けてから提出してください。
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類のコピー	申請者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券など
<input type="checkbox"/> 申請者本人の受取口座を確認できる書類のコピー （公金受取口座での受給を希望される場合は不要）	※申請者本人の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる部分など
<input type="checkbox"/> 簡易な収入見込額の申立書 （令和5年度住民税が非課税の場合は不要）	令和5年1月以降の収入状況などを記入してください。
<input type="checkbox"/> 申請者・配偶者の収入が確認できる書類のコピー （令和5年度住民税が非課税の場合は不要）	上記申立書に記入した収入がわかる、給与明細、年金振込通知書、帳簿など

お問い合わせ先

平塚市 こども家庭課

0463-21-9844